

# 千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第26条の規定による緑化協定（以下「協定」という。）を締結するにあたり必要な事項を定め、緑化及び緑地保全に関する取組を推進し、もって公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的とする。

## (協定の対象事業者)

第2条 知事は、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、別表第1の土地の区分ごとに同表に掲げる面積に該当する土地（以下「事業敷地」という。）の所有者又は管理者（以下「事業者」という。）との間に協定を締結する。

2 事業者が、国又は地方公共団体であるときは、原則として協定を締結しないものとする。

## (協定の対象となる緑地)

第3条 協定の対象となる緑地は、別表第2に掲げる事業敷地内緑地及び事業敷地外緑地とする。

2 前項の緑地のうち、樹木による緑地とは、別表第3に掲げるものとする。

3 協定の対象となる緑地においては、地域独特の景観をできるだけ創出するように、可能な限り、地域固有の種を選択するものとする。

4 事業敷地の内側の周辺には、防災機能が発揮され、かつ地域の生活環境が維持されるように、緑地を幅広く配置し、極力樹木を多用するものとし、特に住宅地域等との間に設置されている緩衝効果のある緑地については、保全に努めるものとする。

## (緑地率)

第4条 協定で定める緑地率は、別表第4に掲げるとおりとする。

## (協定の締結)

第5条 知事は、協定対象事案を把握したときは、事業者から説明を求め、協定締結の必要性を判断するものとする。

この場合、必要に応じて現地調査を行い、また関係機関等の意見を求めるものとする。

2 知事は、協定締結の必要性を認めたときは、事業者に緑地計画書（事業敷地における緑地の配置及び面積並びに植栽の種別及び配置等（緑地計画）を定めるもの、別記第1号様式）を添付した、事前協議申出書（別記第2号様式）の提出を求めるものとする。

3 知事は、前項の規定により提出された緑地計画書及び前2条の規定により協定の内容を定めて事業者に協定締結の申し入れを行うものとする。

なお、協定の内容について必要がある場合、関係機関及び利害関係人等との調整を図るものとする。

4 知事は、協定の締結に際し必要があると認めたときは、関係市町村長及び利害関係人の参加又は立会いを求め、事業者と協定を締結するものとする。

なお、許認可又は届出に係る行為については、その許認可又は受理が確実に見込まれたときに、協定を締結するものとする。

(緑地計画の完了)

第6条 協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、原則として当該用地をその用途に供するとき（工場用地にあつては生産施設の運転を開始するとき、又は主たる業務を開始するとき、住宅用地にあつては入居を開始するとき、その他の用地にあつては主たる目的にその用地を供するとき）までに事業敷地内及び事業敷地外の緑地計画を完了させるものとする。

2 協定締結事業者は、前項の緑地計画が完了したときは、知事及び関係市町村長に報告書（別記第3号様式）を提出するものとする。

3 知事は、前項の完了報告書を受理したときは、速やかに当該事業所において実地確認を行い、緑地計画の完了を確認したときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(履行状況の調査)

第7条 知事は、協定締結事業者に対して、前条第3項に規定する確認を通知した日から概ね5年を経過するごとに、協定の履行状況に関する報告（別記第4号様式）を求めるものとする。

2 知事は、前項に定めるもののほか、協定締結事業者に対して随時、協定の履行に関する報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(履行の確保)

第8条 知事は、協定事項の円滑な履行を図るため次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 協定締結事業者が行う緑化及び緑地保全に対し必要な助言、指導及び技術的援助
- (2) 協定締結状況の公表

(管理責任等)

第9条 協定締結事業者は、緑地計画書に定める緑地を適正に維持管理し、保全するものとする。

2 協定締結事業者は、協定の対象となる緑地の維持管理について、管理責任者を定めておくものとする。

(協定違反に対する措置)

第10条 知事は、協定締結事業者が協定事項に違反していると認めるときは、履行の要請、助言及び指導を行うことにより改善措置をとらせるものとする。

(協定の変更等)

第11条 協定締結事業者は、協定事項の変更をしようとするときは、事前に知事に協議するものとする。

2 前項の場合における協定の変更及び変更後の緑地計画の完了については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、変更前の協定書については、廃止したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合は、協定締結事業者は、緑地計画を変更の上、当該計画の完了後速やかに、知事及び関係市町村長に緑化協定の一部変更に係る届出書（別記第5号様式。第4号、第5号及び第6号については、緑地計画書を添付するものとする。）を提出するものとする。

なお、この場合において、当該届出をもって協定が変更されたものとみなす。

一 協定締結事業者の名称・所在地の変更

二 事業所名の変更

三 緑地の管理責任者の変更

四 敷地面積の1%以内の変更（変更後の緑地率が、本要綱に定める基準を下回らない場合に限る。）

五 新たに緑地を設けることによる緑地率の引上げ

六 緑地の削減（敷地面積の1%以内であって、変更後の緑地率が本要綱に定める基準を下回らない場合に限る。）

七 植栽内容の変更

八 緑地計画の完了期限（事業所開設後は、当該開設の日から1年以内に限る。）の変更

九 その他協定事項の軽微な変更又はやむを得ない事由による経過的措置

4 事業敷地の管理権限が協定締結事業者から別の事業者へ引き継がれた場合、引継ぎを受けた事業者は、承継届出書（別記第6号様式）を提出するものとする。

5 協定締結事業者が、事業の廃止等の理由により緑地計画を廃棄する場合、廃止届出書（別記第7号様式）を提出するものとする。

6 協定書に定める緑地計画が事実上廃棄されているにも関わらず、協定締結事業者の解散等の理由により廃止届出書の提出が困難な場合、知事は、職権により当該協定を廃止することができる。

(緑地に係る他の協定との調整)

第12条 本協定以外の協定において本協定の内容が十分確保される場合には、当該協定の締結をもって本協定を締結したものとみなすものとする。

2 市町村が工場立地法第4条の2の規定による市町村準則を定める条例又は緑化に関する協定の締結に係る条例等で定める緑地率（以下、「市町村準則等による緑地率」という）等が別表第4に定める基準以上であるときは、原則として当該市町村の協定基準に準じて協定の内容を定めるものとする。

3 市町村準則等による緑地率が別表第4で定める緑地率未満であるときは、地域の生活環境の維持に支障がないと知事が認める場合に限り、当該市町村準則等による緑地率に準じて協定の内容を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法との調整)

第13条 市町村が国家戦略特別区域法第20条の2第3項の規定による国家戦略特別区域緑地面積率等条例を定めた場合においては、当該条例による緑地面積率に準じて協定の内容を定めるものとする。

ただし、当該条例による緑地面積率が5%を下回る場合は、当該緑地面積率が適用された事業者とは協定を締結しないものとする。

附 則

この要綱は昭和49年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県自然環境保全条例に基づく協定実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づき締結した協定及び改正前の要綱の規定により施行の日前に協定締結について知事の申し入れのなされているものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の要綱に基づき協定を締結した事業者が、設備の増設等の際に、協定に定められた事業敷地及び緑地の区域を変更しようとするときは、事前に知事に協議しなければならない。

4 前項の場合における協定の締結は、この要綱によるものとする。

ただし、改正前の要綱による既存の工場がこの要綱別表第4に掲げる事業敷地内緑地率を満たさない場合においては、工場立地法第4条第1項により公表された工場立地に関する準則の備考及び工場立地法に基づき地域準則を定める条例第5条の規定による特例を準用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第2条第1項）

土地の区分	面積
工場用地	一団の土地で、その面積が1ha以上のもの
住宅用地	一団の土地で、その面積が10ha以上のもの
その他の用地	一団の土地で、その面積が1ha以上のもの

## 備考

- 「工場用地」とは、日本標準産業分類の大分類のうち鉱業、建設業、製造業（物品の加工修理業を含む。）及び電気・ガス・熱供給・水道業（太陽光発電事業を除く。）を営むために供される用地をいう。  
なお、大分類のサービス業のうち中分類の廃棄物処理業を営むために供される用地も工場用地とする。
- 「住宅用地」とは、住宅を供給するために造成された一団の土地をいう。
- 「その他の用地」とは、レクリエーション施設、観光施設、流通施設等の用地で、知事が協定の対象とする必要があると認めた用地をいう。
- 「一団の土地」とは、連続した一区画内の土地をいう。  
ただし、道路、鉄道等により分断されている場合でも環境保全、生産工程又は管理運営上極めて密接な関連があり一体をなしていると認められる場合は一団の土地とみなす。
- 工場の敷地の一部を法人格の異なる関連工場等に貸地している場合は、原則としてそれぞれの法人の敷地面積を単位面積とするが、全体を一団の工場敷地として扱った方が緑化の効果が発揮されると認められる場合は、一団の工場敷地として扱うことができるものとする。
- 工場立地法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則第5条（工業団地に工場等を設置する場合における特例）及び第6条（工場集合地に工場等を設置する場合における特例）の規定が適用される場合は、事業敷地と当該規定に基づく緑地を一団の土地とみなすことができるものとする。

別表第2（第3条第1項）

区分	定義
事業敷地内緑地	事業敷地内の10㎡を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）であって、樹木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われているもの。
事業敷地外緑地	1 事業敷地外の概ね100㎡以上の樹木又は芝その他の地被植物で表面が被われている一団の土地であって、かつ事業者が管理しているもの。 2 その他知事が適当と認めるもの。

備考 事業敷地外緑地の対象地域は県内全域とする。

別表第3（第3条第2項）

区 分	定 義
樹木による緑地	<p>10 m<sup>2</sup>を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。</p> <p>1 10 m<sup>2</sup>当たり高木（成木に達したときの樹高が4m以上の樹木をいう。以下同じ。）が1本以上あること。</p> <p>2 20 m<sup>2</sup>当たり高木が1本以上及び高木以外の樹木が20本以上あること。</p>

別表第4（第4条）

土地の区分	緑 地 率
工場用地	<p>事業敷地内緑地で</p> <p>工業専用地域 : 10%以上</p> <p>工業地域、準工業地域 : 15%以上</p> <p>上記以外 : 20%以上</p> <p>なお、将来において事業敷地の内外で20%以上とするよう努めることとする。</p>
住宅用地	事業敷地内緑地で 10%以上
その他の用地	事業敷地内緑地で 10%以上

備考

- 「工場用地」及び「その他の用地」については、事業敷地内緑地のみでの緑地率の確保が困難な場合には、事業敷地外緑地を算入することができる。  
また、樹木による緑地率を事業敷地内外で10%以上確保することとする。
- 「住宅用地」においては、樹木による緑地率を事業敷地内で10%以上確保することとする。
- 「緑地率」及び「樹木による緑地率」とは、それぞれ次の式で表される割合をいう。  

$$[\text{緑地率}(\%) = (\text{事業敷地内緑地面積} + \text{事業敷地外緑地面積}) / \text{事業敷地面積} \times 100]$$

$$[\text{樹木による緑地率}(\%) = (\text{事業敷地内の樹木による緑地面積} + \text{事業敷地外の樹木による緑地面積}) / \text{事業敷地面積} \times 100]$$
- 「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」とは、都市計画法に基づく用途地域をいう。
- 工場用地の事業敷地が、「工業専用地域」、「工業地域、準工業地域」、「上記以外の地域」の2以上の区域にわたる場合は、工場立地法に基づき地域準則を定める条例第4条に定めるところによる。

## 緑 地 計 画 書

1 事業所名及び業種名

2 事業敷地（工場用地の場合は(3)の用途地域の名称を記入）

(1) 所在地

(2) 面積 (A) m<sup>2</sup>

(3) 用途地域名

3 緑地の内訳

緑地区分	事業敷地内緑地		事業敷地外緑地		合 計	
	面積 X	緑地率 X/A×100	面積 Y	緑地率 Y/A×100	面積 Z	緑地率 Z/A×100
合 計 a (b+g)	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
1 樹木による緑地 b (c+d)	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
(1) 既存樹木 c	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
(2) 植栽樹木 d (e+f)	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
ア 地上部 e	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
イ 屋上等緑化施設 f	m <sup>2</sup>	%	/	/	m <sup>2</sup>	%
2 芝その他の地被植物による緑地 g (h+i)	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
(1) 既存芝地等 h	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
(2) 植栽芝地等 i (j+k)	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
ア 地上部 j	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
イ 屋上等緑化施設 k	m <sup>2</sup>	%	/	/	m <sup>2</sup>	%

4 緑地設置年度計画

区 分	既存緑地	年度	年度	年度	年度	計
事業敷地内緑地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
事業敷地外緑地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

5 緑地の管理責任

管理責任者職名

氏 名

(注) 小数第3位を四捨五入し、第2位止めとする。

添付書類 1 位置図、緑地配置図、緑地求積図、植栽がある場合は植栽配置図  
2 事業敷地外緑地にあつては、その土地の管理形態（自社所有等）を明らかにする書類（契約書等の写し）及び事業敷地外緑地一覧（所在地、面積、管理形態を記載）

別記

第2号様式（第5条第2項）

緑化協定の締結に係る事前協議申出書

年 月 日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様  
(市町村名) 長 ○ ○ ○ ○ 様

(申請者)

住 所  
氏 名

電話番号

担当者

下記事業所について、千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定を締結したいので、協議します。

記

事業所名	
事業所所在地	
敷地面積	平方メートル
事業内容	
緑地計画	別添「緑地計画書」のとおり
変更理由 (※緑地計画の変更により再締結する場合記入)	





別記

第5号様式（第11条第3項）

## 緑化協定の一部変更に係る届出書

年 月 日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様  
(市町村名) 長 ○ ○ ○ ○ 様

(協定締結者)

住 所  
氏 名

電話番号  
担当者

年 月 日付けで締結した緑化協定の一部を下記のとおり変更  
したいので、緑化協定実施要綱第11条第3項の規定により届出します。

### 記

#### 1 事業所概要

- (1) 事業所名
- (2) 事業所所在地

#### 2 変更内容

##### (1) 敷地面積・緑地についての変更

区分	変更前	変更後	増減
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
緑地面積（緑地率）	m <sup>2</sup> （ %）	m <sup>2</sup> （ %）	m <sup>2</sup> （ %）
樹木緑地（緑地率）	m <sup>2</sup> （ %）	m <sup>2</sup> （ %）	m <sup>2</sup> （ %）

※添付図書：緑地計画書（第1号様式）、緑地配置図（変更前・後）、緑地求積図、植  
栽配置図（植栽がある場合のみ）。

##### (2) 上記以外の変更（変更前後を記載すること）

#### 3 変更理由

- (1)
- (2)

別記

第6号様式（第11条第4項）

緑化協定に係る地位の承継届書

年 月 日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様  
(市町村名) 長 ○ ○ ○ ○ 様

(承継人)

住 所

氏 名

印

電話番号

担当者

年 月 日付けで締結した緑化協定について、下記のとおり地位の全部を承継しましたので、緑化協定実施要綱第11条第4項の規定により届け出ます。

記

1. 承継の概要

- (1) 被承継人の住所及び氏名
- (2) 承継前の事業所名
- (3) 承継年月日
- (4) 承継の原因

2. 承継後の協定概要

- (1) 事業地
- (2) 事業所名
- (3) 事業面積
- (4) 緑地面積及び緑地率  $m^2$  ( % )  
樹木による緑地率  $m^2$  ( % )
- (5) 緑地の管理責任者 氏 名 :  
連絡先 :

※備考：承継の事実を示す資料を添付すること。

別記

第7号様式（第11条第5項）

## 緑化協定廃止届出書

年 月 日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様  
（市町村名）長 ○ ○ ○ ○ 様

（届出者）

住 所

氏 名

電話番号

担当者

年 月 日付けで締結した緑化協定を廃止したいので、緑化協定  
実施要綱第11条第5項の規定により下記のとおり届出します。

記

1. 廃止の理由

2. 協定の概要

（1）事業所名

（2）事業所所在地

（3）敷地面積

（4）緑地面積（緑地率）

※備考：廃止の理由に係る事実を示す資料を添付すること。